

第120号議案

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1の38の項の1中

「
| 1件につき 1,900円 | を
」

「
| 1件につき 1,900円
（道路交通法施行令
（昭和35年政令第270
号。以下この項におい
て「政令」という。）
第33条の6の2第6号
に掲げるやむを得ない
理由のため免許証の更
新を受けることができ
なかつた者に対する試
験にあつては、800
円）
に改め、同項の2から5までの規定中
」

「
| 1件につき 1,900円 | を
」

1 件につき 1,900円
 (政令第33条の6の2
 第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、800円)

に改め、同表の40の項手数料を納付しなければなら

ない者の欄中「道路交通法」の次に「(以下この項において「法」という。)」を加え、同項の1を次のように改める。

| | |
|--|---|
| <p>1 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証</p> | <p>1 件につき 1,700円 (法第92条第1項後段の規定により、1の種類 の免許に係る免許証 に他の種類の免許に係 る事項を記載してその 種類の免許に係る免許 証の交付に代える場合 ((2)において「他の種 類の免許に係る事項を 記載する場合」とい う。)にあつては、 1,700円に、当該他の</p> |
| <p>(1) 道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者であつて、法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付</p> | |

| | |
|----------------------------|---|
| | 種類の免許に係る事項 を記載するごとに200 円を加えた額) |
| (2) (1)に掲げる者以外 の者に対する交付 | 1 件につき 2,050円 (他の種類の免許に係 る事項を記載する場合 にあつては、2,050円 に、当該他の種類の免 許に係る事項を記載す るごとに200円を加え た額) |

別表第1の41の項の1中「3,500円」を「2,250円」に改め、同表の47の3の項中「第104条の4第6項」の次に「(同法第105条第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同表の47の4の項中「第104条の4第7項」の次に「(同法第105条第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同表の49の項の11中「(昭和35年政令第270号)」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月1日から施行する。

